
公認会計士制度

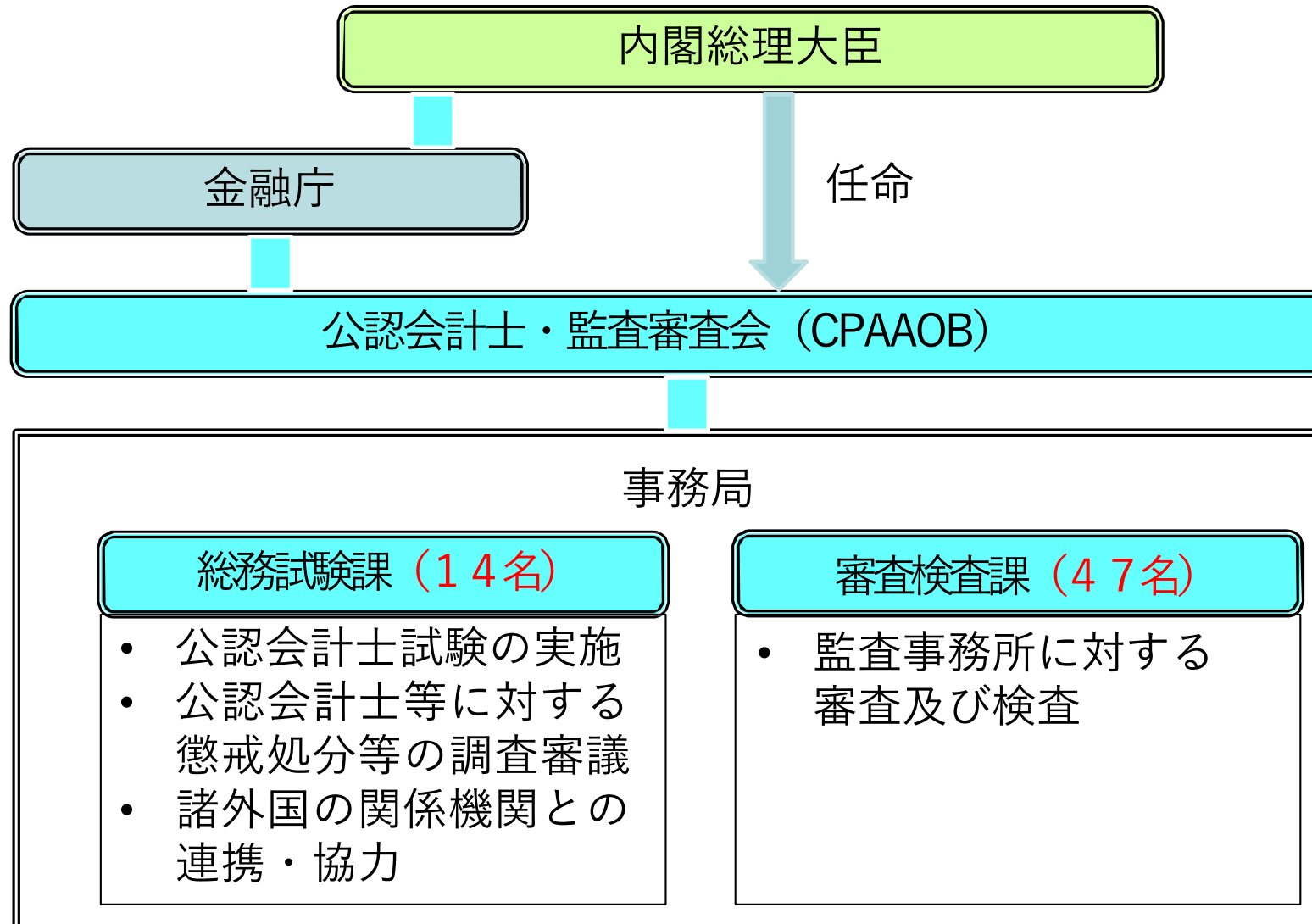
金沢大学

令和7年7月17日(木)

公認会計士・監査審査会

常勤委員 蟹江 章

公認会計士・監査審査会について



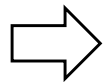
公認会計士制度の創設

- 公認会計士法 制定(1948年7月6日)

公認会計士の日

- 公認会計士の使命 (公認会計士法第1条)

- 監査及び会計の専門家として、独立した立場で財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保



投資者・債権者の保護

国民経済の健全な発展への寄与

- 公認会計士の職責(公認会計士法 第1条の2)

- 品位の保持
- 知識・技能の修得
- 独立した立場で公正かつ誠実な業務の実施

公認会計士の業務

- 公認会計士の業務(公認会計士法第2条)
 - 監査証明業務(同第1項)
 - 報酬を得て、財務書類の監査又は証明を行うこと
 - 公認会計士の(有償)独占業務
 - 非監査証明業務(同第2項)
 - 公認会計士の名称を用いて、報酬を得て、財務書類の調製、財務に関する調査・立案、財務に関する相談に応じること
 - 公認会計士という名称の独占的使用

公認会計士監査制度

- 金融商品取引法に基づく監査
- 会社法に基づく監査
- 保険相互会社の監査
- 特定目的会社の監査
- 投資法人の監査
- 投資事業有限責任組合の監査
- 受益証券発行限定責任信託の監査
- 国や地方公共団体から補助金を受けている学校法人の監査
- 寄付行為等の認可申請を行う学校法人の監査
- 信用金庫の監査
- 信用組合の監査
- 労働金庫の監査
- 独立行政法人の監査
- 地方独立行政法人の監査
- 国立大学法人・大学共同利用機関法人の監査
- 公益社団・財団法人の監査
- 一般社団・財団法人の監査
- 消費生活協同組合の監査
- 放送大学学園の監査
- 農業信用基金協会の監査
- 農林中央金庫の監査
- 政党助成法に基づく政党交付金による支出などの報告書の監査
- 社会福祉法人の監査
- 医療法人の監査 など

公認会計士監査制度

- 金融商品取引法に基づくディスクロージャー(第24条)
 - 上場有価証券等の発行者である会社は、内閣府令で定めるところにより、事業年度ごとに、「有価証券報告書」を、事業年度経過後 3 月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。

公認会計士監査制度

- 金商品取引法に基づく財務諸表監査(第193条の2 第1項)
 - 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるものが、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるものには、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。

公認会計士監査制度

- 会社法に基づく計算書類等の作成(第435条第2項)
 - 株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。
- 連結計算書類の作成(第444条第3項)
 - 事業年度の末日において大会社であって金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、当該事業年度に係る連結計算書類を作成しなければならない。

公認会計士監査制度

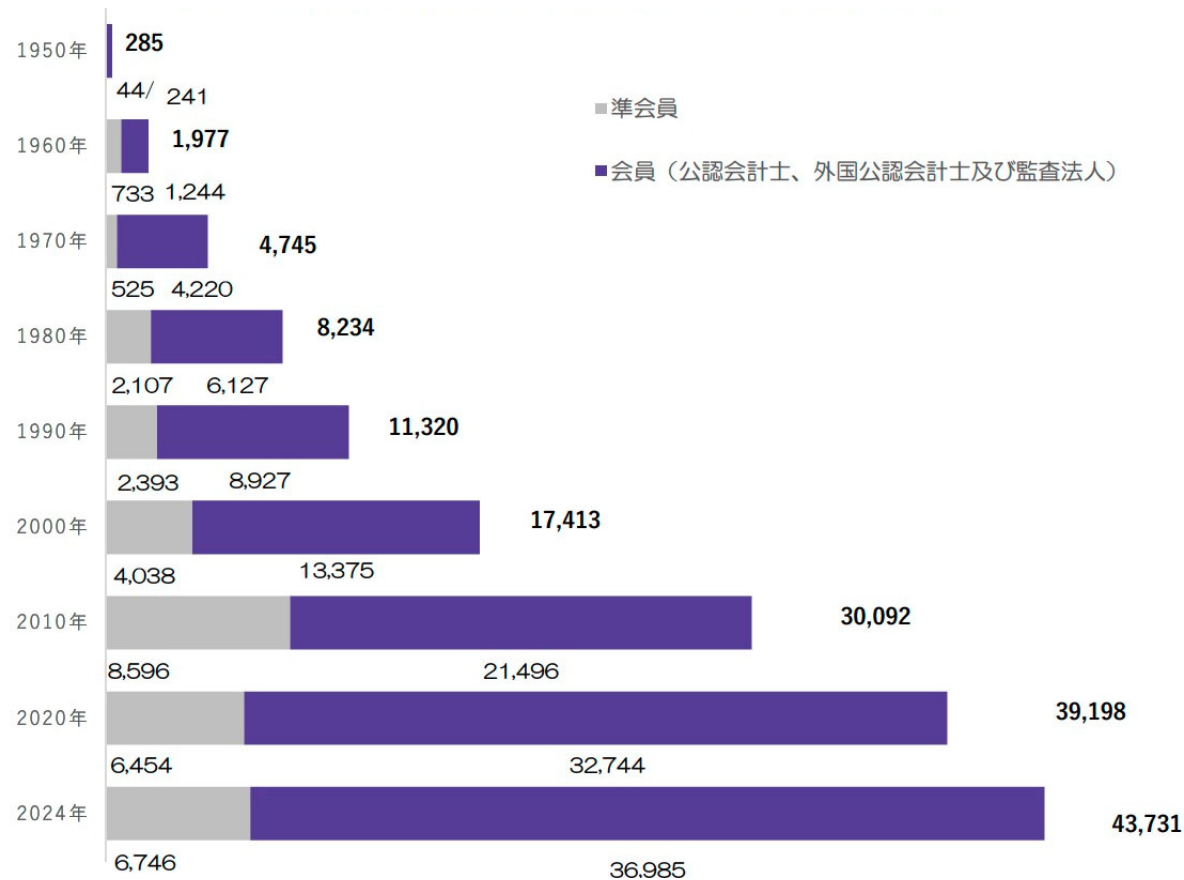
- 会社法に基づく会計監査人監査
 - 会計監査人設置会社においては、計算書類及びその附属明細書は監査役等及び会計監査人の監査を受けなければならない(会社法第436条第2項)
 - 連結計算書類は、監査役等及び会計監査人の監査を受けなければならない(会社法第444条第4項)
 - 監査役等：監査役，監査役会，監査等委員会，監査委員会のいずれか
 - 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない(第337条第1項)。

公認会計士監査制度

- 監査の目的(監査基準 第一)
 - 財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。
 - 財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。

公認会計士の実態

- 日本公認会計士協会会員数の推移（各年12月末日時点）



出所：日本公認会計士協会Webサイト (<https://jicpa.or.jp/about/0-0-0-0-20250121.pdf>)

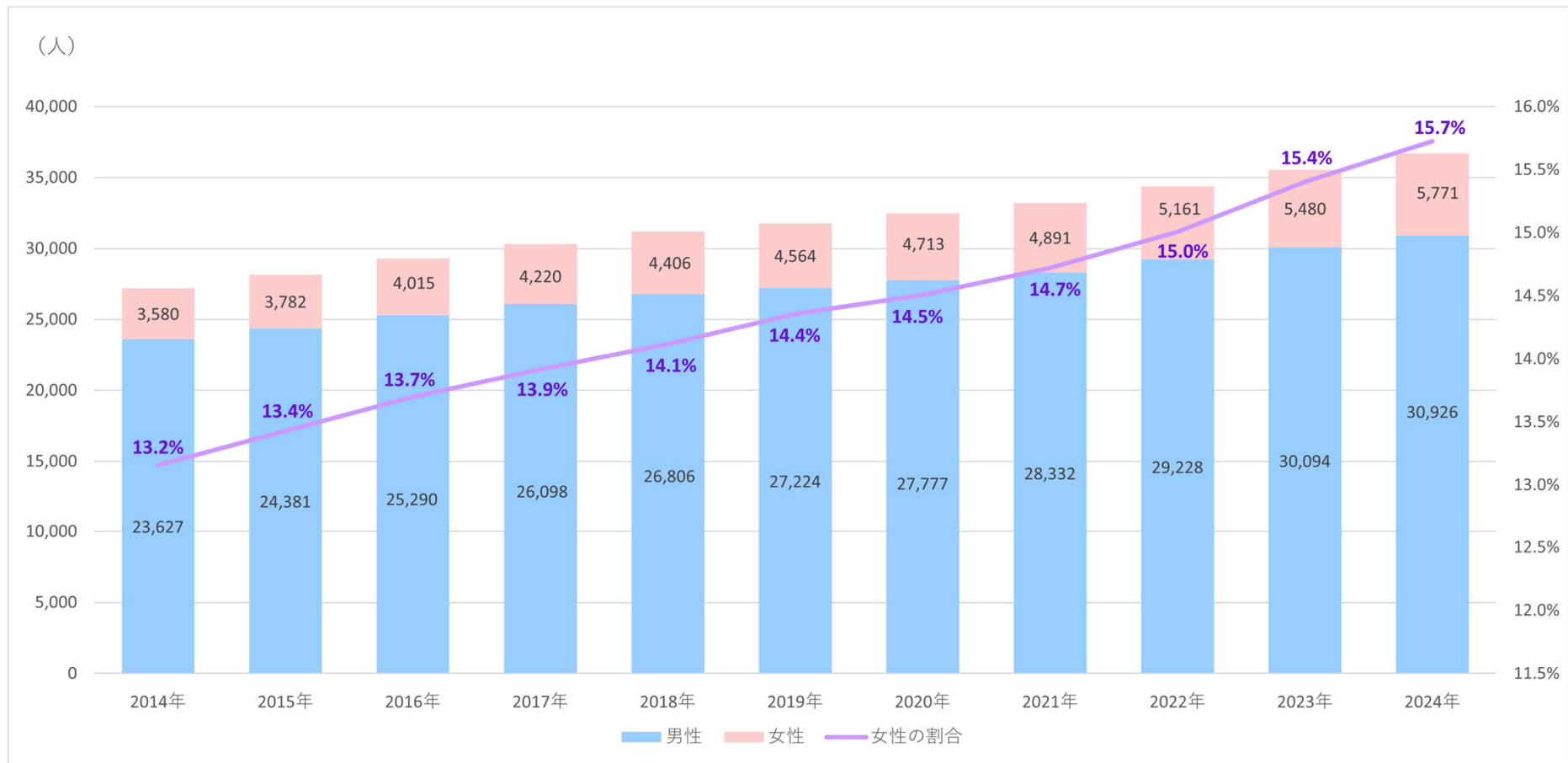
公認会計士の実態

- 日本公認会計士協会の地域会別会員数 (2025年6月30日時点)

種 別	会 員				準 会 員						合 計	未入会 会計士 補
	公認 会計士	外国公認 会計士	監査 法人	計	一号 準会員	二号 準会員	三号 準会員	四号 準会員	五号 準会員	計		
地域会												
北 海 道	422	0	6	428	0	2	0	59	-	61	489	3
東 北	461	0	4	465	0	3	0	64	-	67	532	3
埼 玉	919	0	0	919	4	29	0	119	-	152	1,071	21
千 葉	894	1	1	896	2	31	0	88	-	121	1,017	16
東 京	21,669	0	187	21,856	30	249	0	4,864	-	5,143	26,999	174
神奈川県	1,791	0	3	1,794	5	38	0	229	-	272	2,066	39
東 海	2,347	0	16	2,363	4	32	0	435	-	471	2,834	23
北 陸	319	0	1	320	0	3	0	41	-	44	364	1
京 滋	774	0	9	783	6	6	0	147	-	159	942	13
近 畿	4,085	0	44	4,129	10	28	0	959	-	997	5,126	47
兵 庫	904	0	2	906	6	17	0	115	-	138	1,044	10
中 国	506	0	5	511	2	8	0	73	-	83	594	4
四 国	255	0	6	261	1	1	0	24	-	26	287	4
北部九州	927	0	9	936	0	10	0	190	-	200	1,136	11
南 九 州	239	0	3	242	0	4	0	16	-	20	262	4
沖 縄	102	0	1	103	0	2	0	4	-	6	109	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	186	186	186	-
合 計	36,614	1	297	36,912	70	463	0	7,427	186	8,146	45,058	374

公認会計士の実態

- 日本公認会計士協会会員の男女別人数の推移 (各年12月末日時点)



出所：日本公認会計士協会Webサイト(https://jicpa.or.jp/cpainfo/introduction/cpa_women/about/#anchor-01)

監査法人制度

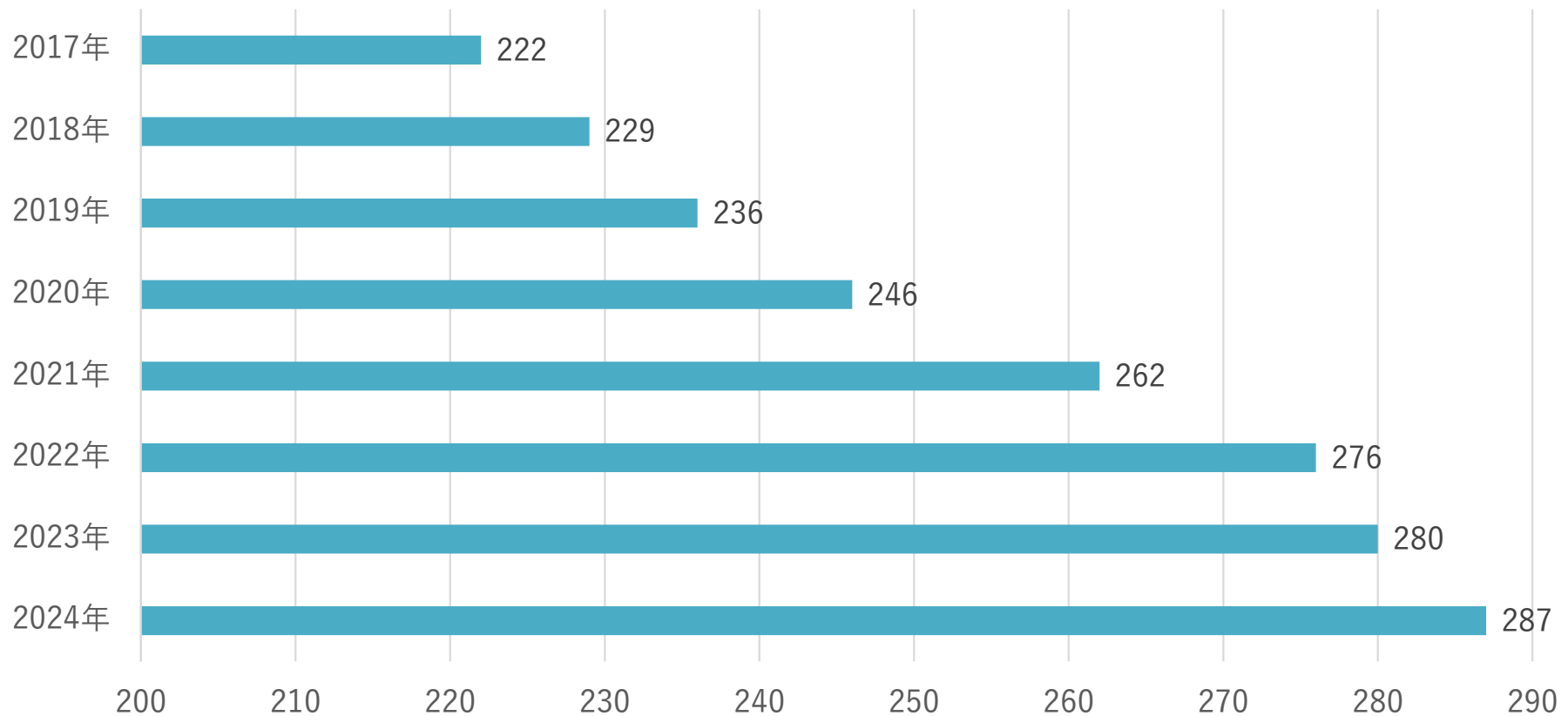
- 監査法人
 - 1966年の公認会計士法改正により創設
 - 1964～65年に発生した不正会計事件
 - 個人会計事務所による独立性確保の困難性
→ 監査の失敗(虚偽証明事例)
 - 監査証明業務の組織的实施

監査法人制度

- 監査法人
 - 監査証明業務を行うことを目的として、公認会計士法に基づき公認会計士が共同して設立した法人
 - 公認会計士である社員(出資者)が5人以上
 - 公認会計士ではない社員を一定数含むことができる
 - 296法人(2025年5月31日時点)
 - 登録上場会社等監査人 125法人(2025年5月20日時点)

監査法人制度

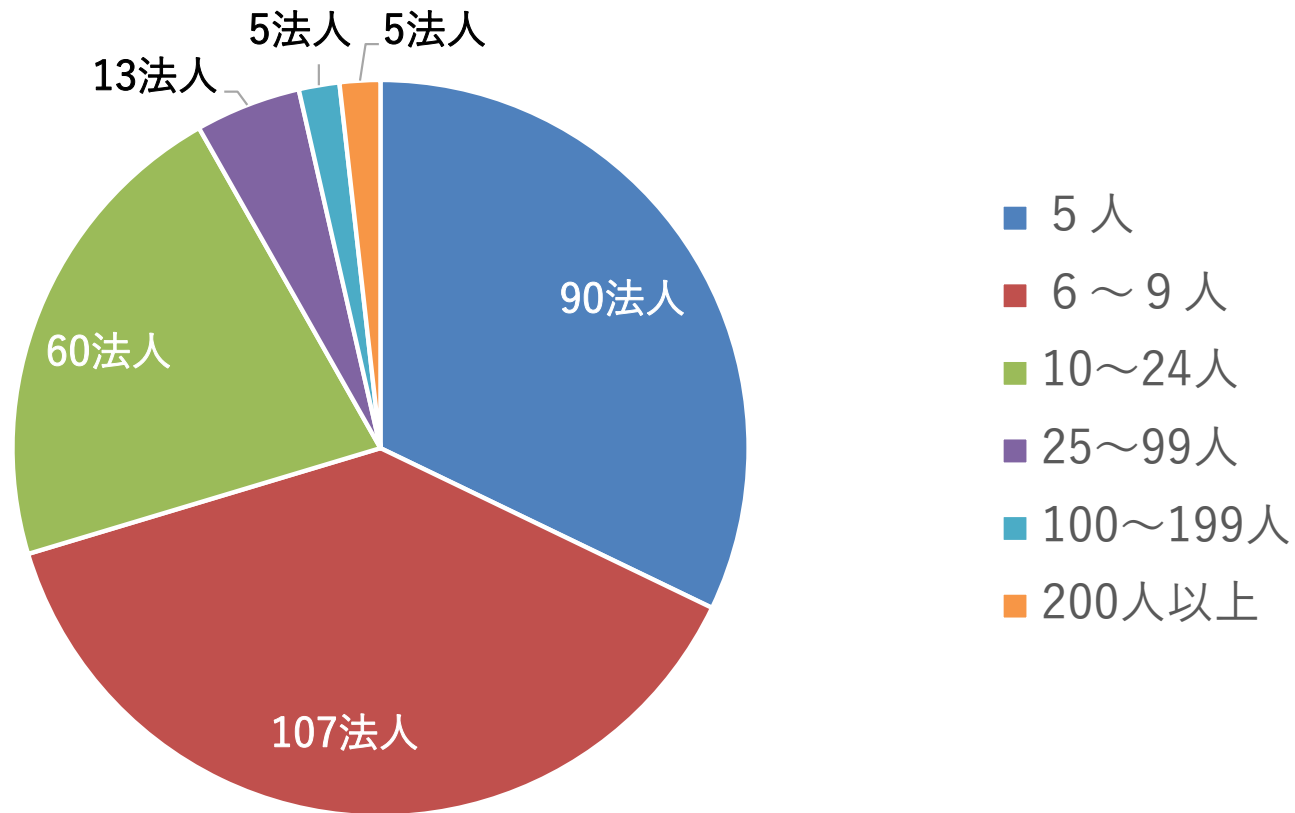
- 監査法人数の推移



出所：公認会計士・監査審査会『モニタリングレポート』（令和3年版及び令和6年版など）に基づき作成

監査法人制度

- 所属常勤公認会計士数別の監査法人数（令和5年度）



出所：公認会計士・監査審査会『モニタリングレポート』（令和6年版）に基づき作成

公認会計士の資格

- 公認会計士の資格
 - 公認会計士試験に合格
 - 業務補助等の期間が3年以上
 - 公認会計士の監査又は証明業務を補助した期間
 - 財務に関する監査、分析等に従事した期間
 - 実務補習の修了(修了考査合格)
 - 内閣総理大臣による実務補習修了の確認

公認会計士試験

- 短答式試験と論文式試験
 - 短答式試験
 - 年2回実施(第1回：前年の12月 第2回：5月)
 - マークシート方式
 - 論文式試験
 - 年1回実施(8月)
 - 論述方式

公認会計士試験

➤ 短答式試験

公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識について、基本的な問題を幅広く出題することにより、論文式試験を受験するために必要な知識を体系的に理解しているか否かを客観的に判定する試験

• 財務会計論	試験時間	150分	配点	200点
• 管理会計論		75分		100点
• 監査論		50分		100点
• 企業法		50分		100点

➤ 会計専門職大学院の修了者は企業法を除く 3 科目免除

➤ 短答式試験の合格者は論文式試験を最大 3 回受験可能

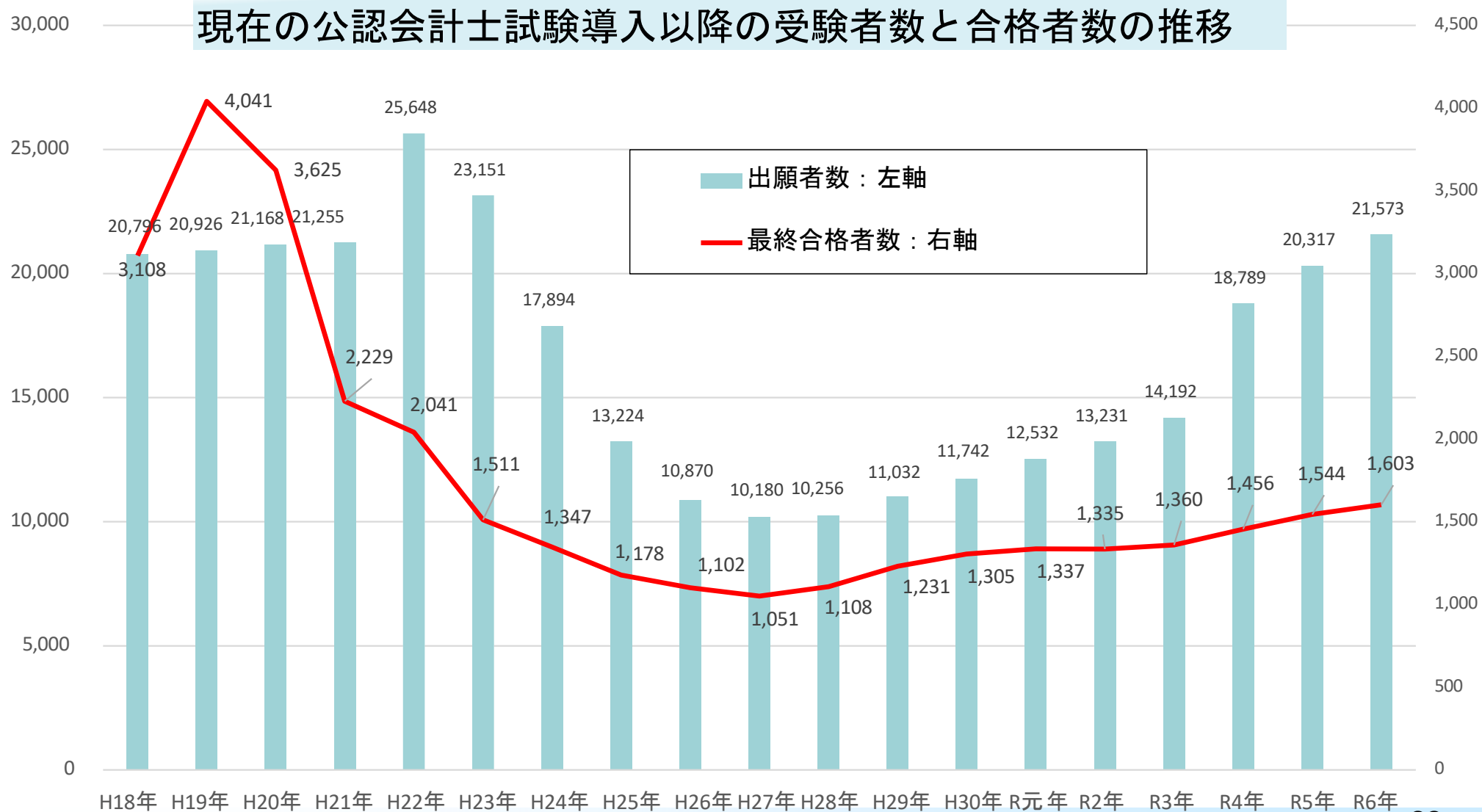
公認会計士試験

➤ 論文式試験

公認会計士になろうとする者に必要な専門的知識を体系的に理解していることを前提として、特に、受験者が思考力、判断力、応用能力、論述力等を有するかどうかの評価の重点を置くことにより、公認会計士になろうとする者に必要な学識及び応用能力を公認会計士試験として最終的に判定する試験

• 会計学（財務会計論・管理会計論）	試験時間 300分	配点 300点
• 監査論	120分	100点
• 企業法	120分	100点
• 租税法	120分	100点
• 選択科目	120分	100点
経営学・経済学・民法・統計学から 1 科目を選択		

公認会計士試験



公認会計士試験

- IFRS適用企業の拡大、東京証券取引所の英文開示の要請、グループ監査の強化など公認会計士の業務と英語の関わりも踏まえ、会計・監査の科目において英語による出題について検討が必要。
- 制度の導入状況等を踏まえ、サステナビリティ情報の開示・保証に関する出題について検討が必要。
- 監査実務でのITの活用状況等も踏まえ、ITの活用に関する出題について検討が必要。

ご清聴ありがとうございました